

### 3 地域保健対策の推進

#### 1 感染症対策

##### (1) 現状

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）及び、これに基づいて道が策定した「北海道感染症予防計画」により、郡市医師会及び医療機関、市町等と連携し、感染症対策を推進しています。
- 新興・再興感染症など法に規定する感染症発生時には、疫学調査や衛生指導等により感染の拡大防止に取り組んでいます。
- 道内には、一類感染症患者のための第一種感染症指定医療機関が1か所、結核を除く二類感染症患者のための第二種感染症指定医療機関が24カ所整備しています。  
第二種感染症指定医療機関は21の全ての第二次医療圏に整備しています。
- 感染症患者の療養体制については、限られた医療資源等の効果的な運用が図られるよう、患者の症状に応じ、入院、宿泊療養、自宅での療養を柔軟に組み合わせた対応を進めています。

##### (2) 課題

###### ア 健康危機管理体制の強化

治療方法が確立されていない感染症や人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など、新興・再興感染症に対応した健康危機管理体制の強化が必要です。

###### イ 感染症病床の確保

感染症の拡大により、入院を要する患者が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、一般病床等も含め、一定の感染予防策が講じられた病床を確保することが必要です。

###### ウ 自宅療養における体制の構築

自宅療養と判断された患者については、療養中の症状の悪化や急変を常に想定し、健康観察及び医療体制の構築が必要です。

##### (3) 施策の方向性と主な施策

###### (健康危機管理体制の強化)

###### ア 健康危機管理体制の強化

「感染症予防計画」や「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき、郡医師会及び医療機関、市町等と連携を図りながら、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症に対し、発生時の迅速な対応を図ります。

###### イ 感染症病床の確保

感染の拡大により、入院を要する患者が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、一般病床等も含め、一定の感染予防策を講じた上で、必要な病床の確保に務めます。

ウ 自宅療養における体制の構築

- 電話やオンライン等で患者の状況を把握し、医療の提供が必要と判断した場合には、受診のための移送の他、電話や通信機器を用いた診療等（以下、「オンライン診療」という。）を含め、適切な医療につなげる体制を整備します。
- 在宅医療（外来、訪問診療、オンライン診療、電話診療、投薬等）体制について、地元の医療機関や薬局等に働きかけ、医療体制の整備に努めます。